**農地利用最適化推進委員**

**農業委員会委員**

**募集について**

　令和２年７月に改選期を迎える様似町農業委員会の委員及び農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員について、下記及び裏面のとおり、農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進、更には農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方を推薦・応募により公募いたします。

※平成２７年の改正により、農業委員の選出方法は「議会の同意を得ての町長の任命制」へと変更となりました。

**農業委員会委員**

**農地利用最適化推進委員**

（主な役割）

●農業委員と連携し、担当する区域の農地利用の最適化の推進活動を行います。

・農地の権利移動等の申請地の現地確認や推進委員としての意見提出

・遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者への働きかけ

・農地集積の推進のための、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動

（募集人数）　５人　　（地区割した各地区を担当する方を募集します。）

（任　　期）　約３年　（農業委員会が委嘱する日～令和５年７月１９日）

（主な役割）

●農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づく農地の権利移動等申請の許可、決定等に関して審議を行います。

●農地利用最適化推進委員と連携し、農地の現地確認や遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援のための活動等を行います。

（募集人数）　６人 （法律により、農業委員会の委員構成の要件有（裏面参照））

（任　　期）　３年　（令和２年７月２０日～令和５年７月１９日）

**募集期間　令和２年１月３１日（金）～令和２年２月２７日（木）**

**★**　**応募方法、応募資格や募集の詳細については、裏面の募集要項をご覧ください。**

お問い合わせ、申込・ 提出先

〒058-8501　様似郡様似町大通１丁目２１番地　様似町役場２階　産業課内

　　　　　様似町農業委員会事務局　　　電話：0146-36-2113（直通）

（裏面あり）

★　**様似町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員募集要項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 農業委員 | 農地利用最適化推進委員 |
| 募集期間 | 令和２年１月３１日（金）～　令和２年２月２７日（木）必着  受付時間　平日9：00～17：00（昼休み12：00～13：00除く）  ※　期間を延長する場合は町ホームページでお知らせします。 | |
| 募集人数 | ６人 | ５人 |
| ※法律により農業委員の構成については、利害関係の無い者を１人以上及び認定農業者等が過半であることが条件となっています。 | ※鵜苫・西町・西様似地区（1人）、岡田・新富地区（1人）、田代地区（2人）、錦、緑町・朝日丘・平宇地区（1人）を担当する方を募集します。 |
| 任期 | ３年（令和２年７月２０日～令和５年７月１９日）  ※　最適化推進委員は農業委員会が委嘱する日～令和５年７月１９日 | |
| **（推薦及び一般応募の方法）**  ①町内全域からの推薦（３人以上の連名による推薦）  ②団体等からの推薦  ③自らの応募  所定の様式に必要事項を記載し、下記の申込先に提出してください。（ＦＡＸ不可）  ※　様式は、農業委員会事務局（町産業課内）の窓口で配布のほか、様似町のホームページからもダウンロードできます。**（http://www.samani.jp/）**  ※　必要に応じて、追加して添付資料の提出を求める場合があります。 | | |
| **（推薦及び応募資格）**  ①様似町に住所を有する者（ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。）  ②様似町の職員でない者  （注）様似町の執行機関の委員（教育委員、固定資産評価委員など）のほか、「破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は推薦又は応募することができません。 | | |
| **（その他）**  ●農業委員と推進委員の両方に推薦・応募できますが、両方の委員になることはできません。  ●応募状況について中間及び結果を様似町ホームページ及び掲示板で公表します。 | | |
| **（問い合わせ・提出先）**  〒058-8501　様似郡様似町大通１丁目２１番地  様似町役場２階　産業課内  様似町農業委員会事務局　　　電話：0146-36-2113（直通） | | |

（表面あり）